

令和8年第2回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年2月26日(木) 午前9時30分～10時50分

2 開催場所 さつま役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (9名)

1番	吉留 義晃	2番	
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (23名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	
14番	池之野 智幸	15番	久保齒 貴政	16番	水流 新藏
17番	内村 正二	18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番		21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (7名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
担い手支援室室長補佐兼担い手支援係長	尾付野 直樹
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (1名)

2番 南原 奈美子

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (9件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条許可申請について (3件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (29件)
- (4) 議案第4号 非農地証明願について (1件)
- (5) 議案第5号 地域計画に係る意見について (1件)

6 その他

事務局長 　ただ今から令和8年第2回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　（あいさつ）

事務局長 　ありがとうございます。
それでは、本日の出席人員報告をいたします。
本日は、2番南原委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。出席委員は、10名中9名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。
また、推進委員25名のうち13番野間委員、20番長福委員から欠席の申し出があり、23名の出席をいただいております。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは、審議を開始します。
本日の議事録署名者の指名をいたします。
議事録署名者は、1番吉留義晃委員、7番山内美千代委員をお願いいたします。
なお、これまでと同じく、担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。
（なしの声あり）
無いようですので、会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が、1件ありますので、その案件を先に審議いたします。
1ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番を議題といたします。
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
（中山） 　議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
2-1番
所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域内、634㎡、所在：広瀬字■■■■番2、田、農振農用地区域内、833㎡、所在：広瀬字■■■■番3、田、農振農用地区域内、109㎡、売買による所有権移転
以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1番、お願いします。

14 番委員

渡人の■■■■さんは■■■■に在住で、ご両親が亡くなって農地を継いだんですが、もうこちらに帰ってくることもなく、処分をしたいということで、現在耕作中の■■■■さんに、買って欲しいということで、強い要望があったようです。それを■■■■さんが了承して、契約に至ったそうです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-1番は、許可することに決定いたします。

■■■■委員の入室をお願いします。(■■■■委員入室)

次に、1ページから3ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-2番から8番までを議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(中山)

議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明

2-2番

所在：広瀬字■■■■番、畑、農振農用地区域外、381㎡、所在：広瀬字■■■■番、畑、農振農用地区域外、319㎡、売買による所有権移転

2-3番

所在：広瀬字■■■■番、田、農振農用地区域内、110㎡、売買による所有権移転

2-4番

所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域内、561㎡、所在：広瀬字■■■■番4、田、農振農用地区域内、790㎡、所在：広瀬字■■■■番、田、農振農用地区域内、690㎡、所在：広瀬字■■■■番2、田、農振農用地区域内、244㎡、所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域内、801㎡、所在：広瀬字■■■■番6、田、農振農用地区域内、476㎡、所在：広瀬字■■■■番、田、農振農用地区域内、705㎡、所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,716㎡、所在：広瀬字■■■■番5、畑、農振農用地区域外、414㎡、所在：広瀬字■■■■番、畑、農振農用地区域外、390㎡、所在：広瀬字■■■■番1、田、農振農用地区域内、1,461㎡、贈与による所有権移転

2-5番

所在：広瀬字■■■■番、田、農振農用地区域内、1,816㎡、所在：広瀬字■■■■番4、田、農振農用地区域内、1,272㎡、贈与による所有権移転

2-6番

所在：永野字■■■■番4、田、農振農用地区域外、187㎡、所在：永野字■■■■番、畑、農振農用地区域外、537㎡、所在：永野字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、978㎡、所在：永野字■■■■番、田、農振農用地区域外、278㎡、売買による所有権移転

2-7番

所在：中津川字■■■■番3、田、農振農用地区域内、416㎡、売買による

事務局
(中山)

所有権移転
2-8 番

所在：中津川字■■■■番、田、農振農用地区域内、943 m²、売買による所有権移転

以上農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-2番から5番、お願いします。

14番委員

2-2番について、先ほどと同じ渡人の■■■さんが、管理ができないということで、どうしても買ってほしいということで、現在耕作中の■■■さんが買いましょうということで、話がまとまったようです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。

2-3番について、こちらは先月申請があった圃場の隣の圃場で、受人の■■■さんが隣の圃場を買うということが分かってから、渡人の■■■さんが、自分の田んぼも買ってくれないかということで、話を持って行ったようです。■■■さんが、買いましょうと、それを了承して、話がまとまったようです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。

2-4番について、渡人の■■■さんは現在、■■■在住で、こちらの資産を全部処分して、お墓も■■■に移したそうです。親戚の■■■さんに田畑を贈与したいということで話を持っていったら、快く受けたそうです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。

2-5番について、こちらにも■■■在住の■■■さんの圃場で、■■■さんも親戚にあたるそうです。こちらの田んぼは、■■■さんの家のそばということで、■■■さんに贈与されるということで、話が決まったようです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。以上です。

議長

2-6番、お願いします。

34番委員

■■■さんはさつま町■■■番地の方で、今、体が不自由で、もう車も乗れないということで免許も返納したということです。もう農業をできないということで、親戚の■■■さんに売りたいということで、この案件が来ております。ちょっと不思議に思ったのは、■■■さんと■■■さんの住所が二人とも同じになっております。ここが変でしたので、近くの人たちに確認してみました。地籍図で■■■番地は、面積が■■■m²になっております。奥に建物があり、ここじゃないかと思ったんですが、本人はここにはいらっしゃいません。現在、■■■に居住されておりまして、ただ、住所だけは直してありました。しかし、その番地に家はありません。ここに住まれるのか確認したら、■■■さんは、一緒に住むことはないということでした。ここは、後で確認をしなければならぬと思います。本人がなぜ住所を先に移したのかは疑問に思っております。電話をしたんですが、繋がりませんでした。■■■さんとの確認はとれておりません。この案件につきましては、■■■さんはもう農業はできないから、■■■さんに譲りたいということで、新規の就農になると思うんですが、■■■さんについては、梅などを植えたいということで申し込みをされたということです。これが決定になれば、住所は移してあるので、こっちの方に入ってきていたいと考えていらっしゃるみたいです。この案件は、行政書士の■■■さんからの申請になっております。ここは、問題になるのではないかと思います。前の区公民館長に■■■さんについて聞きましたら、■■■さんの兄弟が3名いらっしゃいま

34 番委員 して、その婿さんのようです。年齢は 56 歳で、まだ若い人です。農業を
するという事は言っているみたいですので、されるとは思っております。
ただ、農地は荒れた場所になっております。それにつきましては、■■■
さんが、業者を頼んで整地をして、続けるということになっているみたい
です。このような状況です。審議をよろしくお願いします。

議長 2-7 番から 8 番、お願いします。

32 番委員 2-7 番について、ここは以前は別の方が作っていたようですが、その方に
■■■さんから買ってくれないかとお願いしたところ、買ってまでは作れ
ないということで、その方が■■■さんへお願いに行き、今回の話がまと
まったようです。境界、進入路、排水等は問題ありませんでした。

2-8 番について、■■■さんは現在、施設で■■■を栽培しております。
この圃場は、■■■さんに作ってもらっているんですが、今回、■■■
さんに圃場を買ってくれと話を持って行ったところ、■■■さんが了承したと
いうことで話がまとまったようです。こちら、境界、進入路、排水等は
問題ありませんでした。よろしくお願いします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませ
んか。

1 番委員 2-6 番について、住所が間違っているんですか。このまま、見過ごしてよ
ろしいでしょうか。

議長 この件のついて、事務局。

事務局 住所に関しては、私も■■■さんに電話で確認をとって見たんですけれど
(中山) も、■■■さんの家のすぐそばに、同じ番地で、お兄さんに当たる方の家があ
って、そこをリノベーションして住む予定にされているそうです。住所が
同じということで、おそらく同じ敷地内で、別棟になるんじゃないかなと
思います。■■■さんは、住所は移っているんですけれども、仕事でこちら
にもどって来れないということで、たまに戻って来ては、買った農地を、
藪とかになっているのを払ったりして、少しずつですが、耕作の準備を始
めているということです。また、4 月以降になったら、こっちに拠点を移
せるのではないかという話でしたし、贈与ではなく売買できちんと購入さ
れていることから、耕作の意思はあるんじゃないかと思えます。

34 番委員 ここにある地籍図には、■■■さんの■■■番地の隣りに隠居は 1 つ、残って
いました。この中には、他の建物はありません。その奥に家があって、そ
の家だと考えるんですが、その家に居住していらっしゃった人は、もう■■
■さんが帰って来ますから出ますということで今、空家になっております。
そこに住まれるのではないかと思います。私は確認がとれませんでした。

事務局 ■■■さんは■■■さんのご兄弟の孫の婿さんになるようです。
(中山)

事務局長 いままでの報告をお聞きする中で、住所の件につきましては事務局で調
査させていただきたいと思いますが、農業委員会としましては、ここの農
地を農地として使っていただけるかどうかを確認させていただきたいと
ころでありまして、荒れたところを、ときどきもとに戻そうとされ、いずれは

事務局長 耕作をするという意思を示されているようですので、その点を委員会としては判断していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ただ今の事務局の説明について、皆さんからご意見等はありませんか。

6番委員 今、局長の話の中で、農業委員会として、住所関連で話をもめているけど、どこまで踏み込んでいいのか。農業委員会としては、局長が言われたように、圃場の関係が先じゃないのかなと私も思っていたんですけども。住所は二の次で、農地をどう管理していくかということであって、住所は、町民環境課がタッチするところじゃないのかなと。そこをはっきりしておかないと、今後こういうのが出てくれば、また同じ繰り返しになるんじゃないかと思うんですけども。教えていただければ幸いです。

事務局長 満園委員がおっしゃるとおり、住所は事務局で確認させていただきたいと思います。今後の耕作について、皆さんで協議していただきたいと思います。先ほどの話では、耕作の準備もされ、耕作の意思もあるということでしたので、その点で判断していただきたいと思います。

議長 ただ今の事務局の説明について、他に、ご意見等はありませんか。

3番委員 ここにありますとおり、売買で所有権移転、そして親戚でもあるわけで、耕作の意思があれば、農業委員会はそこまでいいと思います。それで、採決していただければと思います。

議長 ただ今の赤崎委員の意見について、農業委員会としては、私自身もそれが妥当じゃないかなとっております。

採決したいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-2番から8番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-2番から8番は、許可することに決定いたします。

次に、3ページ、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-9番を議題といたします。

なお、4ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-2番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (中山) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明
2-9番

所在：時吉 番、畑、農振農用地区域内、2,228㎡、3年間の使用収益権（地上権）の設定（営農型太陽光発電施設の設置）

事務局 (片野) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-2番について説明
2-2番

所在：時吉字 番の一部、畑、農振農用地区域内、2,228㎡のうち7.72㎡、地種：農振農用地、形態：一時転用、用途：営農型太陽光発電施設用地、施設：営農型太陽光発電施設、施設面積：7.72㎡（支柱等196本）、

事務局
(片野) 申請事由：申請地を借り受け（賃貸借権設定）、営農型発電施設を設置したい。（令和 ■年 ■月 ■日から3年間）
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。
議案第1号の2-9番、議案第2号の2-2番、お願いします。

11番委員 議案第1号の2-9番、議案第2号の2-2番について、今説明がありましたように、今回の営農型太陽光発電施設の申請については、2回目の更新になります。営農については、シイタケ栽培をされておりまして、計画的に原木の更新を行い、太陽光発電施設の周りを整理、整頓されていまして。よって、2回目の更新については問題無いと思われれます。よろしくをお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
なお、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-2番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取します。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありますか。
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-9番、並びに「議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-2番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の2-9番、並びに議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-2番は、許可することに決定いたしました。
なお、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-2番は、農振農用地の案件であることから、県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

次に、4ページ、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-1番を議題といたします。
事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-1番について説明
2-1番
所在：二渡字 ■■■■■ 番1、田、農振農用地区域外、990㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：駐車場・資材置場用地、施設：駐車場・資材置場、施設面積：990㎡、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、駐車場・資材置場を設置したい。

事務局
(片野) 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-1 番、お願いします。

22 番委員 ここは、以前から■■■■さんが計画されていた部分であって、相続関係で遅れての申請になった部分です。本社の事務所が堤防の下にあって、万が一のときに、従業員さんの車が水没したことがあって、その場合の避難場所も兼ねて、ここを当初から計画されています。今回が最後になると思います。よろしくお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2-1 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2-1 番は、許可することに決定いたしました。

次に、4 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2-3 番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野) 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 2-3 番について説明
2-3 番
所在：虎居字■■■■番 4、畑、農振農用地区域外、1,009 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：建売住宅用地、施設：建売住宅 3 棟、施設面積：282.99 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、建売住宅を建築したい。
申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。2-3 番、お願いします。

12 番委員 この土地は県道沿いであって、整地された状態で、奥に竹林がありましたけれども、それもきれいに整地され、周りの環境が住宅街になっており、今後住宅街が伸びるような場所でしたので、入り口は県道で問題無く、境界もしっかりされていましたので、確認しました。あと、水路関係と整地についても、受人でしっかりされるということでしたので、問題無いと思います。よろしくお願いします。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (片野) 農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表(案)説明。
総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-3番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の2-3番は、許可することに決定いたしました。

次に、5ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の5ページ、農地中間管理権と利用権設定の計画案総括表について朗読及び説明

議長 それでは、6ページから8ページ、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局 (下牧瀬) 議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の6ページから8ページ、農地中間管理権と利用権設定の2-1番から29番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)
よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-1番から29番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権と利用権設定の2-1番から29番については、妥当とすることに決定いたします。

次に、9ページ、議案第4号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (片野) 議案第4号「非農地証明願について」の2-1番について説明
2-1番
所在：久富木字■■■■番、田、農振農用地区域外、1,499㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地

議長 ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお

議長

願います。2-1 番、願います。

21 番委員

■■■■さん、けっこう高齢ですが、現場を事務局とこの委員で確認したところ、一番最後のページ、13 ページを見ていただければ分かるんですが、場所は、旧宮之城線、■■■に向かう鉄道道路、それと■■■に行く県道との交わりの部分の近くです。■■■■のちょうど向かい側のところになるんですが、山手の間の谷間になっておりまして、もう 30 年以上未耕作で、沼地みたいところで、周りは山の木がものすごく茂ってきており、現地を下りていくのも無理、進入路も大破して、行ける雰囲気でもなく、原野化していました。その右側は、田んぼが少し広がっているように見えるんですが、こちらも、管理はされていても、天水田ということで、作れない状況で、管理されておりました。従いまして、ここに関しては、原野扱いとするしかないという状況が確認できました。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第 4 号「非農地証明願について」の 2-1 番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 4 号「非農地証明願について」の 2-1 番は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議題(5)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局から議案はありませんか。

事務局長

議案第 5 号として、「地域計画に係る意見について」の審議をお願いいたします。

議長

ただ今事務局より、「地域計画に係る意見について」を議題としたい旨、申出がありました。

申出を受け、議題としたいと思いますが、よろしいですか。

(はいの声あり)

それでは、議案第 5 号「地域計画に係る意見について」を議題とします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局長

議案第 5 号「地域計画に係る意見について」説明

(さつま町地域計画のうち船木区ほか 12 区、計 13 区の計画変更について農業委員会の意見を伺うものであることを説明)

議長

ただ今の議案説明について、さつま町担い手支援室から、補足説明をお願いします。

担い手支援室(尾付野)

議案第 5 号「地域計画に係る意見について」説明

(さつま町地域計画のうち船木区ほか 12 区、計 13 区の計画変更の概要について説明)

議長

ただ今の議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありません

議長 か。

3番委員 耕作者は、名義人が書いてありますか。もう亡くなっている人もいます。

担い手支援室（尾付野） 農地の一覧の耕作者につきましては、登記簿に載っている耕作者を載せてあるものと、実際貸し借りがあるところは、借りている方の名前を載せてあります。ただ、地区によっては、亡くなった方の名義のところにも、守るべき農地ということで、ここも追加して欲しいということがありましたので、そのような状態で載せてあります。

3番委員 ■■■■さんは亡くなっているのに、たくさん出てきます。

担い手支援室（尾付野） 亡くなった方の名義で載せてありますが、耕作は、■■■■がされています。ここは、名義のまま載せています。

議長 よろしいですか。他にはございませんか。最適化推進委員の方、何かありませんか。
（なしの声あり）
よろしいですか。質問が無いようですので、採決いたします。
議案第5号「地域計画に係る意見について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
（全員挙手）
全員賛成ですので、議案第5号「地域計画に係る意見について」は、妥当とすることに決定いたします。

事務局から他に議案はありませんか。
（ありません。）
無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
（なしの声あり）
事務局から事務連絡はありませんか。

事務局 （事務局等より協議・連絡事項あり）
・活動記録の徹底について（活動事例紹介など）
・1月分、2月分の活動日誌について（早めに提出）
・農地集積に関する確認書について（依頼、4月22日締切）
・農業者年金オンラインセミナーの案内（3/5開催）
・農業者年金加入推進チラシ（節税）について（配付）
・令和8年度総会等の日程について（4月～12月）
・川薩普及だよりについて（配付）

議長 ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。
無いようですので、以上をもちまして、令和8年第2回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長 全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____